

人権擁護委員活動との連携強化の取組について

人権擁護委員（以下「委員」という。）は、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために、法務大臣から委嘱を受けた民間ボランティアであり、現在、京都市域では45名の委員が人権に関する様々な啓発や相談活動に従事されている。

昨今、人権問題が複雑化・多様化する中、身近な相談パートナーとしての委員の役割はますます重要となってきたが、京都市が平成25年度に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果を見ても、市民の委員に対する認知度は低く、京都人権擁護委員協議会からは、委員の制度やその活動を様々な機会を活用して市民に積極的に周知するよう求められている。

このため、平成27年2月に策定した京都市人権文化推進計画では、「人権擁護委員活動との連携」を新たに取組項目として掲げ、これまで、街頭啓発をはじめとした人権啓発活動での協働の取組や、その活動を広く市民に知っていただくための広報活動を推進してきたところであるが、今後、更なる連携強化を図るために、今年度から次の取組を進めていく。

1 推薦人数の拡大及び区枠の設置について

京都市からの委員の推薦人数を現在の45名から55名に拡大するとともに、従来の各分野からの推薦に加えて、より地域に根差したきめ細やかな活動をしていただける方の推薦を新たに各区役所とも連携して行う（以下「区枠」という）。

(1) 区枠設置の目的

地域の実情を知り、各種団体等とのつながりを持つ方が委員になっていただくことにより、地域に根差したきめ細かな啓発活動の実施や委員の活動に対する市民の認知度の向上などが期待できることから、京都人権擁護委員協議会からの要望も踏まえ、新たに区枠を設ける。

(2) 区枠の委員数

各区1名ずつ計11名の推薦を行う。

※推薦人数の拡大10名と年齢制限による現委員1名の退任により推薦枠を確保する。

(3) 今後の予定

平成28年11月 市会に推薦議案を提出

平成29年 7月 法務大臣からの委員委嘱（3年間）

2 人権擁護委員と連携した人権啓発活動について

これまでから街頭啓発をはじめとした人権啓発活動に協働で取り組んできたが、今後、更に連携を強化するため、新たに各区役所・支所において実施する人権啓発事業等において委員との協働による啓発活動の実施や委員の市民への周知に努めていく。

5月の憲法月間から取組を開始し、既に数区において連携を行っており、今後、人権月間等の時機を捉えながら取組を拡大していく。

<想定される連携事業>

- ・ 街頭啓発活動への委員の参加
- ・ 人権啓発講演会等における委員による制度や活動の説明
- ・ 委員を講師とした市民向け講演会の開催
- ・ 区民ふれあいまつり等での委員によるブース出展 など

1 京都市人権文化推進計画における「人権擁護委員」に関する記述

第3章 人権施策の推進

1 教育・啓発 (2) 人権啓発 ウ 関係機関等との連携

市役所内の連携を密にし「融合」の視点から人権施策を総合的に推進することはもとより、「共汗」の視点から京都地方法務局，京都府等の行政機関，京都人権擁護委員協議会をはじめ，大学や（公財）世界人権問題研究センターなどの研究機関，市民団体等との協働により施策を推進します。

3 相談・救済 (3) 人権擁護委員活動との連携

啓発，相談や人権侵害事案に関する調査などを行う人権擁護委員の活動を市民に周知するとともに，活動が更に充実されるよう京都地方法務局と連携を図ります。

2 人権擁護委員の委嘱状況（平成28年4月1日現在）

推薦区分	人 数
市 会	8 人
社会事業	5 人
教 育 者	4 人
新聞報道	1 人
法務省関係	4 人
弁 護 士	9 人
司法書士	1 人
女性団体	2 人
労働組合	2 人
社会教育	1 人
医 師	3 人
公害関係	1 人
商工関係	1 人
京北地域	3 人
合 計	4 5 人

3 人権擁護委員活動との連携状況（平成27年度）

- ・ 「ヒューマンステージ・イン・キョウト」（平成28年1月）におけるステージ上での活動紹介
- ・ 人権擁護委員による特設相談の開催（於：消費生活総合センター，毎月1回）
- ・ 「人権相談マップ」（平成27年10月発行）での相談ダイヤルの掲載
- ・ 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」（平成27年5月号）での活動紹介記事の掲載 など